

# 農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 45 —



令和3年8月  
編集・発行/  
白子町農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員を皆さんに紹介します。

## 農業を生業に 日々努力…

白子町関 河野良一さん（農地利用最適化推進委員）

「サラリーマン時代は、土・日を利用して米作りだけの兼業農家だったけど、定年退職してからは時間にも余裕が生じて、専業農家として米作りを続けています。」

今年で63歳となった河野さん。「サラリーマンの時は、季節の変わり目やその日の天気にも目を向ける機会は少なかった。農業に携わる時間が多くなってからは、暑さや寒さはもちろん、雨の量や雲の流れ、花や虫の季節ごとの変化など、毎日ささやかな発見があるよ。」と自然の変化を毎日全身で感じられるようになったことを嬉しそうに話してくれました。

「畑は先輩からの勧めもあり、予てから興味があったネギ栽培で収益を得ることにした。ネギ栽培は全くの素人で、諸先輩方のアドバイスを頂き、悪戦苦闘しながら取り組んだ。

初年度は低温、強風などの天候で満足いくネギを育てることが出来なかったけど、それが農業の難しさ、楽しさでもあるよね。次こそは失敗しないよう前回の反省を踏まえ出来の良いものを作りたい。これまで除草管理していただけた畑を、少しずつネギ畑に変貌させ、米作りと併せて生業となるよう努力しているところです。」と意気込みを語ってくれました。



また、本町のイベントでお馴染み「チューリップ祭り」の実行委員としても、ボランティアで活動をしている河野さん。

祭りに訪れた子供たちやお年寄りが笑顔になると自分も自然と癒されるという。

「農地利用最適化推進委員」も地域のための活動。これまでも積極的に地域づくりに参加してきた河野さんのこれからの活躍に期待するところです。



『STOP ヤミ耕作!』農地の貸し借りは、正規の手続きを…

農家の皆さんへ「こんな農地はありませんか？」



- 昔から手続きをせずに農地を貸して（借りて）いる。
- 手続きをしてあるのかもわからない農地を貸して（借りて）いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して（借りて）いるので、手続きをしていない。
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。
- 手続きが面倒くさいからヤミで貸して（借りて）いる。
- 農作業受委託であるのにもかかわらず、地主が相手方から賃借料をもらっている。
- 一度手続したにもかかわらず、再手続せずに、契約（貸し借り）期間が過ぎてしまっている。

○地 主

- ✓ 貸している農地を売りたいが、賃借人の同意が必要になるかもしれない
- ✓ 農地をいつ返してくれるか口約束だけでは不安だ
- ✓ 相続が発生したとき、その農地はどうなるのだろう
- ✓ 離作料を請求されたらどうしよう
- ✓ 農地を返してもらったとき農地法の許可が必要になるのでは

○借 り 手

- ✓ いつ地主から「農地を返してくれ」と言われるか不安だ
- ✓ 賃借料を支払っているから地主に文句は言わせない
- ✓ 地主が耕作できないので、ボランティアのつもりで耕作してやっているのに何が悪い
- ✓ 農地を遊ばせておくよりはいいだろう

➤ 農地の時効取得をご存知ですか？

○農地の賃借権の時効取得とは…

正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法第163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、賃借権を賃借人が取得することがあります。

その場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときには、賃借人の同意が必要になったり、印鑑代（離作料）を請求される場合があります。裁判になると、膨大な裁判費用が掛かるうえに貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることになります。



そのようなトラブルをなくすために、農地の貸し借りは、正規の手続きで…

「農業経営基盤強化促進法」に基づく正規の手続きを行いましょう。

- ◆ 町または農業委員会、農地中間管理機構が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。
- ◆ 契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。
- ◆ 要件に該当すれば、助成金制度の活用ができる場合があります。
- ◆ 手続きは非常に簡単で、町・農業委員会で行い、手数料等は一切かかりません。

農地に係る相談は、それぞれの地域の農業委員・推進委員、または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

白子町農業委員会事務局 0475 (33) 2115